# 社会福祉法人洗心福祉会定款

社会福祉法人洗心福祉会

# 社会福祉法人洗心福祉会定款

## 第１章　総則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（イ）特別養護老人ホームの経営

（ロ）軽費老人ホームの経営

（ハ）養護老人ホームの経営

（２）第二種社会福祉事業

（イ）保育所の経営

（ロ）老人デイサービス事業の経営

（ハ）老人介護支援センターの経営

（ニ）老人短期入所事業の経営

（ホ）老人居宅介護等事業の経営

（ヘ）認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

（ト）無料または低額介護老人保健施設利用事業の経営

（チ）障害福祉サービス事業の経営

（リ）特定相談支援事業の経営

（ヌ）移動支援事業の経営

（ル）小規模多機能型居宅介護事業の経営

（ヲ）地域子育て支援拠点事業の経営

（ワ）放課後児童健全育成事業の経営

（カ）一時預かり事業の経営

（ヨ）子育て世帯訪問支援事業

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人洗心福祉会という。

（経営の原則等）

第３条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を三重県津市本町 26 番地 13 号に置く。

２　前項のほか、従たる事務所を三重県津市高茶屋小森町 4152 番地に置く。

## 第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員７名以上９名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名が出席し、かつ賛成することを要する。

（評議員の資格）

第７条　社会福祉法第 40 条第４項及び第５項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第６項第１号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の任期）

第８条　評議員の任期は、選任後６年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第９条　評議員に対して、報酬は無報酬とする。ただし、評議員には別に定める規程により費用を弁償することができる。

## 第3章　評議員会

（構成）

第10条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第11条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1)　理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任

(2)　理事及び監事の報酬等の額

(3)　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(4)　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

(5)　定款の変更

(6)　残余財産の処分

(7)　基本財産の処分

(8)　社会福祉充実計画の承認

(9)　解散

(10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第12条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３ヶ月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第13条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第14条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)　監事の解任

(2)　定款の変更

(3)　その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該項目について議決に加わることができ

るものに限る。）の全員の書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 15 条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が署名又は記名押印する。

## 第 4 章　役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）

第 16 条　この法人には、次の役員を置く。

（1）理事　6 名以上 8 名以内

（2）監事　2 名以上 3 名以内

2　理事のうち 1 名を理事長とする。また副理事長、常務理事を定めることができる。

3　前項の副理事長及び常務理事をもって社会福祉法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。

4　この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第 17 条　理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2　理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第 18 条　社会福祉法第 44 条第 6 項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

2　社会福祉法第 44 条第 7 項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第 19 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3　副理事長は理事長を補佐し業務を執行し、常務理事は理事長及び副理事長を補佐し業務を執行する。

4　副理事長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5　理事長、副理事長及び常務理事は、毎会計年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務

の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 20 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）

第 21 条　会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2　会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1)会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2)会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員及び会計監査人の任期）

第 22 条　理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3　理事又は監事は、第 16 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員及び会計監査人の解任）

第 23 条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2　会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)　会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3　監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後

最初に招集される評議員会に報告するものとする。

（役員及び会計監査人の報酬等）

第 24 条　理事及び監事に、別に定める役員等報酬及び費用弁償等に関する規程により、報酬等の支給又は費用を弁償することができる。

2　会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

（責任の免除）

第 25 条　理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について、社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第 45 条の 20 第４項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第１項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

（職員）

第 26 条　この法人に、職員を置く。

2　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第５章　顧問

（顧問の選任）

第 27 条　この法人に顧問を若干名置くことができる。

2　顧問は、理事会において選任する。

3　顧問は、この法人の業務について、理事会及び理事長の諮問に応え又は意見を具申することができる。

4　任期については、役員の任期に準ずる。

## 第６章　会長

（会長の推薦）

第 28 条　この法人に会長を置くことができる。

2　会長は、理事会において選任する。

## 第７章　理事会

（構成）
第 29 条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）
第 30 条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
（1）　この法人の業務執行の決定
（2）　理事の職務の執行の監督
（3）　理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）
第 31 条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議長）
第 32 条　理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

（決議）
第 33 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第 34 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第 8 章　資産及び会計

（資産の区分）
第 35 条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の 3 種とする。
2　基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
3　その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
4　公益事業用財産は、第 44 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
5　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）
第 36 条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意

及び評議員会の承認を得て、三重県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、三重県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 37 条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3　前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第 38 条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 39 条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2　前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第 2 条の 39 条に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3　第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
(5) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）
第 40 条　この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

（会計処理の基準）
第 41 条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）
第 42 条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

（保有する株式に係る議決権の行使）
第 43 条　この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の３分の２以上の承認を要する。

## 第 9 章　公益を目的とする事業

（種別）
第 44 条　この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。
(1) 訪問看護事業
(2) 居宅介護支援事業
(3) 福祉用具貸与事業
(4) 介護予防訪問看護事業
(5) 介護予防福祉用具貸与事業
(6) 特定福祉用具販売事業
(7) 特定介護予防福祉用具販売事業
(8) 志摩市地域支援事業における介護予防事業の受託運営
(9) 鍼灸施術事業
(10) 基準該当短期入所生活介護事業
(11) 地域包括支援センター事業
(12) 介護員養成研修事業
(13) 美杉クリニックの経営
(14) サービス付き高齢者向け住宅事業
(15) 介護予防支援事業

2　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

## 第 10 章　解散

（解散）

第 45 条　この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第 46 条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第 11 章　定款の変更

（定款の変更）

第 47 条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、三重県知事の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を三重県知事に届け出なければならない。

## 第 12 章　公告の方法その他

（公告の方法）

第 48 条　この法人の公告は、社会福祉法人洗心福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、電子公告により行う。ただし、事故その他やむをえない事由によって電子公告によることができない場合は、中日新聞に掲載する方法により行う。

（施行細則）

第 49 条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　　山田早苗
理　事　　山田五郎
理　事　　川合　務
理　事　　横山幸雄
理　事　　福山忠志
理　事　　平尾敏彦
監　事　　伊藤　弘
監　事　　平野　修

この定款は、三重県知事の認可の日（平成10年5月11日）から施行する。
この定款は、三重県知事の認可の日（平成11年5月20日）から施行する。
この定款は、三重県知事の認可の日（平成14年5月28日）から施行する。
この定款は、三重県知事の認可の日（平成14年7月1日）から施行する。
この定款は、三重県知事の認可の日（平成14年11月19日）から施行する。
この定款は、三重県知事の認可の日（平成15年2月17日）から施行する。
この定款は、三重県知事の認可の日（平成15年7月16日）から施行する。
この定款は、三重県知事の認可の日（平成15年9月17日）から施行する。
この定款は、三重県知事の認可の日（平成16年1月21日）から施行する。
この定款は、三重県知事の認可の日（平成16年5月21日）から施行する。
この定款は、三重県知事の認可の日（平成16年8月23日）から施行する。
この定款は、三重県知事の認可の日（平成17年1月12日）から施行する。
この定款は、三重県知事の認可の日（平成17年3月3日）から施行する。
この定款は、三重県知事の認可の日（平成17年6月30日）から施行する。
この定款は、三重県知事の認可の日（平成18年1月17日）から施行する。
この定款は、三重県知事の認可の日（平成18年4月1日）から施行する。
この定款は、三重県知事の認可の日（平成18年11月1日）から施行する。
この定款は、三重県知事の認可の日（平成19年9月27日）から施行する。
この定款は、三重県知事の認可の日（平成20年3月18日）から施行する。
この定款は、三重県知事の認可の日（平成20年12月16日）から施行する。

なお、平成20年12月16日付の定款変更に伴い増員された理事3名及び評議員6名の任期は、定款第6条及び第19条の規程にかかわらず、平成22年10月31日までとする。

この定款は、三重県知事の認可の日（平成21年5月29日）から施行する。
この定款は、三重県知事の認可の日（平成21年7月9日）から施行する。
この定款は、三重県知事の届出受理の日（平成22年2月5日）から施行する。
この定款は、三重県知事の認可の日（平成22年5月31日）から施行する。
この定款は、三重県知事の認可の日（平成22年9月10日）から施行する。
この定款は、三重県知事の届出受理の日（平成22年11月30日）から施行する。
この定款は、三重県知事の届出受理の日（平成22年12月20日）から施行する。

この定款は、三重県知事の認可の日（平成 23 年 4 月 25 日）から施行する。

なお、平成 23 年 4 月 25 日付の定款変更に伴い増員された理事 3 名及び評議員 6 名の任期は、定款第 6 条及び第 19 条の規程にかかわらず、平成 24 年 10 月 31 日までとする。

この定款は、三重県知事の認可の日（平成 25 年 3 月 8 日）から施行する。

この定款は、三重県知事の認可の日（平成 25 年 8 月 1 日）から施行する。

この定款は、三重県知事の認可の日（平成 26 年 2 月 21 日）から施行する。

この定款は、三重県知事の認可の日（平成 26 年 9 月 9 日）から施行する。

この定款は、三重県知事の認可の日（平成 27 年 3 月 12 日）から施行する。

この定款は、三重県知事の認可の日（平成 27 年 11 月 17 日）から施行する。

この定款は、三重県知事の認可の日（平成 28 年 1 月 16 日）から施行する。

この定款は、三重県知事の認可の日（平成 28 年 5 月 10 日）から施行する。

この定款は、三重県知事の認可の日（平成 28 年 11 月 2 日）から施行する。

この定款は、三重県知事の認可を受け、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この定款は、三重県知事の認可の日（平成 30 年 7 月 9 日）から施行する。

この定款は、三重県知事の認可の日（平成 30 年 7 月 23 日）から施行する。

この定款は、三重県知事の認可の日（令和 2 年 8 月 18 日）から施行する。

この定款は、三重県知事の届出受理の日（令和 2 年 8 月 28 日）から施行する。

この定款は、三重県知事の認可の日（令和 3 年 4 月 22 日）から施行する。

この定款は、令和 4 年 7 月 25 日から施行する。

この定款は、令和 5 年 7 月 21 日から施行する。

この定款は、令和 6 年 5 月 2 日から施行する。

この定款は、令和 6 年 8 月 8 日から施行する。

この定款は、令和 7 年 7 月 28 日から施行する。

この定款は、令和 8 年 7 月 13 日から施行する。

別表（第35条関係）

# 基　本　財　産

1　土地

| 番号 | 所在 | 地番 | 地目 | 地積 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 津市一身田豊野字もノ坪 | 1979番1 | 宅地 | 1,777.74㎡ |
| 2 | 津市一身田豊野字けノ坪 | 1406番656 | 雑種地 | 1,277㎡ |
| 3 | 津市一身田豊野字けノ坪 | 1406番657 | 雑種地 | 880㎡ |
| 4 | 津市一身田豊野字けノ坪 | 1406番756 | 雑種地 | 6.51㎡ |
| 5 | 津市一身田豊野字けノ坪 | 1406番757 | 雑種地 | 2.41㎡ |
| 6 | 津市高茶屋小森上野町字野田 | 732番1 | 雑種地 | 501㎡ |
| 7 | 津市高茶屋小森上野町字野田 | 732番2 | 雑種地 | 6.02㎡ |
| 8 | 津市高茶屋小森上野町字野田 | 734番1 | 宅地 | 996.35㎡ |
| 9 | 津市高茶屋小森上野町字野田 | 734番2 | 宅地 | 18.52㎡ |
| 10 | 津市高茶屋小森上野町字野田 | 735番1 | 雑種地 | 498㎡ |
| 11 | 津市高茶屋小森上野町字野田 | 735番2 | 雑種地 | 9.23㎡ |
| 12 | 津市高茶屋小森上野町字野田 | 736番3 | 雑種地 | 510㎡ |
| 13 | 津市高茶屋小森上野町字野田 | 736番4 | 雑種地 | 9.29㎡ |
| 14 | 津市高茶屋小森上野町字野田 | 737番 | 宅地 | 1010.26㎡ |
| 15 | 津市高茶屋小森上野町字野田 | 737番1 | 宅地 | 1.30㎡ |
| 16 | 津市高茶屋小森上野町字野田 | 738番 | 宅地 | 1,011.57㎡ |
| 17 | 津市高茶屋小森上野町字野田 | 739番 | 宅地 | 1,011.57㎡ |
| 18 | 津市高茶屋小森上野町字野田 | 740番 | 宅地 | 1,011.57㎡ |
| 19 | 津市高茶屋小森上野町字野田 | 740番1 | 雑種地 | 99㎡ |
| 20 | 津市高茶屋小森上野町字野田 | 741番 | 宅地 | 148.76㎡ |
| 21 | 津市高茶屋小森上野町字野田 | 741番1 | 宅地 | 86.42㎡ |
| 22 | 津市高茶屋小森上野町字野田 | 741番3 | 宅地 | 1.20㎡ |
| 23 | 津市高茶屋小森上野町字野田 | 741番2 | 宅地 | 277.26㎡ |
| 24 | 津市高茶屋小森上野町字野田 | 741番4 | 宅地 | 4.09㎡ |
| 25 | 津市高茶屋小森上野町字野田 | 742番 | 宅地 | 581.81㎡ |
| 26 | 津市高茶屋小森上野町字野田 | 778番 | 宅地 | 1,011.57㎡ |
| 27 | 津市高茶屋小森上野町字野田 | 779番 | 宅地 | 1,011.57㎡ |
| 28 | 津市高茶屋小森上野町字野田 | 780番 | 宅地 | 1,011.57㎡ |
| 29 | 津市高茶屋小森上野町字野田 | 781番 | 宅地 | 1,011.57㎡ |
| 30 | 津市高茶屋小森上野町字野田 | 782番 | 宅地 | 1,011.57㎡ |
| 31 | 津市高茶屋小森上野町字野田 | 795番1 | 雑種地 | 722㎡ |
| 32 | 津市高茶屋小森上野町字野田 | 795番2 | 雑種地 | 578㎡ |
| 33 | 津市高茶屋小森町字瓦ヶ野 | 4071番2 | 畑 | 35㎡ |
| 34 | 津市高茶屋小森町字瓦ヶ野 | 4072番2 | 畑 | 33㎡ |
| 35 | 津市高茶屋小森町字瓦ヶ野 | 4073番2 | 畑 | 0.09㎡ |
| 36 | 津市高茶屋小森町字瓦ヶ野 | 4151番 | 宅地 | 456.19㎡ |
| 37 | 津市高茶屋小森町字瓦ヶ野 | 4152番 | 宅地 | 353.71㎡ |
| 38 | 津市高茶屋小森町字瓦ヶ野 | 4153番 | 宅地 | 423.14㎡ |
| 39 | 津市高茶屋小森町字瓦ヶ野 | 4154番 | 宅地 | 1,011.57㎡ |
| 40 | 津市高茶屋小森町字瓦ヶ野 | 4155番1 | 宅地 | 415.49㎡ |
| 41 | 津市高茶屋小森町字瓦ヶ野 | 4155番2 | 宅地 | 30.40㎡ |
| 42 | 津市高茶屋小森町字瓦ヶ野 | 4156番1 | 宅地 | 922.30㎡ |
| 43 | 津市高茶屋小森町字瓦ヶ野 | 4156番2 | 宅地 | 69.61㎡ |
| 44 | 津市高茶屋小森町字瓦ケ野 | 4159番1 | 宅地 | 1,003.70㎡ |
| 45 | 津市高茶屋小森町字瓦ケ野 | 4159番2 | 宅地 | 25.56㎡ |
| 46 | 津市白塚町字白池 | 58番14 | 宅地 | 1,436.97㎡ |
| 47 | 松阪市嬉野上野町字焼野 | 1304番9 | 宅地 | 3,500.00㎡ |
| 48 | 松阪市嬉野上野町字焼野 | 1304番15 | 宅地 | 1071.31㎡ |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 49 | 松阪市嬉野上野町字南浦 | 1398番5 | 雑種地 | 60㎡ |
| 50 | 伊勢市二見町三津字池田 | 855番 | 宅地 | 79.00㎡ |
| 51 | 伊勢市二見町三津字池田 | 856番 | 宅地 | 122.00㎡ |
| 52 | 伊勢市二見町三津字池田 | 857番2 | 宅地 | 487.21㎡ |
| 53 | 伊勢市二見町三津字池田 | 858番 | 宅地 | 109.00㎡ |
| 54 | 伊勢市二見町三津字池田 | 859番 | 宅地 | 92.00㎡ |
| 55 | 伊勢市二見町三津字池田 | 860番 | 宅地 | 161.00㎡ |
| 56 | 伊勢市二見町三津字池田 | 860番1 | 井溝 | 34㎡ |
| 57 | 伊勢市二見町三津字池田 | 861番 | 宅地 | 247.00㎡ |
| 58 | 伊勢市二見町三津字池田 | 862番 | 宅地 | 56.00㎡ |
| 59 | 伊勢市二見町三津字池田 | 863番 | 宅地 | 175.00㎡ |
| 60 | 伊勢市二見町三津字池田 | 864番1 | 宅地 | 1,799.89㎡ |
| 61 | 伊勢市二見町三津字池田 | 864番3 | 宅地 | 29.07㎡ |
| 62 | 伊勢市二見町三津字池田 | 866番 | 宅地 | 29.00㎡ |
| 63 | 伊勢市二見町三津字池田 | 1217番1 | 宅地 | 1,337.63㎡ |
| 64 | 志摩市阿児町鵜方字小向井 | 3372番13 | 宅地 | 9.47㎡ |
| 65 | 志摩市阿児町鵜方字小入口 | 3503番10 | 宅地 | 2,624.09㎡ |
| 66 | 志摩市阿児町鵜方字小入口 | 3503番15 | 宅地 | 1,042.19㎡ |
| 67 | 志摩市阿児町神明字中田 | 878番39 | 宅地 | 4,993.71㎡ |
| 68 | 伊賀市久米町字大木 | 872番1 | 雑種地 | 9,443㎡ |
| 69 | 鈴鹿市東磯山二丁目 | 1758番298 | 宅地 | 1,840.25㎡ |
| 70 | 甲賀市土山町北土山字田村野 | 479番 | 宅地 | 9,140.51㎡ |
| 71 | 津市高茶屋小森上野町字野田 | 737番2 | 雑種地 | 139㎡ |

2　建物

| No. | 所在 | 家屋番号 | 種類 | 構造 | 床面積 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | （主たる建物の表示）<br>津市一身田豊野字もノ坪<br>1979番地1 | 1979番1 | 保育園 | 木造陸屋根2階建 | 1階　674.03㎡<br>2階　509.13㎡ |
| 2 | 津市高茶屋小森町字瓦ヶ野<br>4158番地、4157番地<br>4159番地 | 4158番 | 保育所 | 木造ｱﾙﾐﾆｭｰﾑ<br>板葺平家建 | 360.37㎡ |
| | （附属建物の表示） | 符号－1 | 保育所 | 木造ｱﾙﾐﾆｭｰﾑ<br>板葺平家建 | 105.16㎡ |
| 3 | 津市高茶屋小森町字瓦ケ野<br>4154番地、4152番地<br>4153番地、4156番地 | 4154番 | 老人ﾎｰﾑ | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造<br>ﾙｰﾌｨﾝｸﾞ葺3階建 | 1階　1,685.61㎡<br>2階　759.39㎡<br>3階　183.56㎡ |
| 4 | （一棟の建物の表示）<br>津市高茶屋小森上野町字野田<br>737番地、738番地、739番地、<br>740番地、740番地1、742番地、<br>741番地、741番地1、741番地2<br>津市高茶屋小森町字瓦ケ野<br>4153番地<br><br>（建物の名称）<br>地域総合ケアセンター西館 | （専有部分の<br>建物の表示）<br>737番の1<br><br>（専有部分の<br>建物の表示）<br>737番の2 | 老人保健施設<br><br>老人ﾎｰﾑ | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造<br>陸屋根4階建<br><br>鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造<br>陸屋根3階建 | 1階　1,838.41㎡<br>2階　2,162.36㎡<br>3階　1,987.10㎡<br>4階　27.55㎡<br><br>1階部分　963.88㎡<br>2階部分　1,430.26㎡<br>3階部分　1,260.53㎡<br>4階部分　25.49㎡<br><br>1階部分　840.25㎡<br>2階部分　686,12㎡<br>3階部分　686.12㎡ |
| 5 | 津市高茶屋小森町字瓦ヶ野<br>4159番地 | 4159番 | 老人ﾎｰﾑ | 木造ｱﾙﾐﾆｭｰﾑ<br>板葺平家建 | 368.38㎡ |
| 6 | 伊勢市二見町三津字池田<br>864番地1、855番地、856番地、<br>857番地2、858番地、859番地、<br>860番地、860番地1、861番地、<br>862番地、863番地、866番地、<br>1217番地1 | 864番1 | 老人保健施設 | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造<br>陸屋根3階建 | 1階　1,359.50㎡<br>2階　1,720.97㎡<br>3階　1,435.45㎡ |
| | （附属建物の表示） | 符号－1 | 倉庫 | ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造<br>ｱﾙﾐﾆｭｰﾑ板葺平家建 | 24.72㎡ |
| 7 | 志摩市阿児町鵜方字小入口<br>3503番地10 | 3503番10 | 老人ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ及び認知症対応型ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造<br>ｺﾝｸﾘｰﾄ屋根2階建 | 1階　514.21㎡<br>2階　362.16㎡ |
| 8 | 松阪市嬉野上野町字焼野<br>1304番地9、1304番地15 | 1304番9 | 保育所 | 木造ｱﾙﾐﾆｭｰﾑ<br>板ぶき平家建 | 1,460.74㎡ |
| | （附属建物の表示） | 符号－1 | ポンプ室・物置 | 木造ｱﾙﾐﾆｭｰﾑ<br>板ぶき平家建 | 6.18㎡ |
| 9 | 志摩市阿児町神明字中田<br>878番地39 | 878番39 | 老人ﾎｰﾑ | 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造<br>合金ﾒｯｷ鋼板ぶき<br>2階建 | 1階　1,303.24㎡<br>2階　1,238.87㎡ |
| 10 | 津市白塚町字白池58番地14 | 58番14 | ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ | 木造瓦葺平家建 | 354.63㎡ |
| 11 | 志摩市浜島町南張字東太夫<br>1816番地 | 1816番 | ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ・ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ | 木造かわらぶき平家建 | 493.54㎡ |
| 12 | 志摩市大王町波切字小成滝2981番地2、2973番地3、3049番地、<br>3051番地 | 2981番2 | ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ・<br>ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ | 木造かわらぶき平家建 | 494.37㎡ |
| 13 | 伊賀市馬田字二町田1473番地 | 1473番 | 障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所 | 木造かわらぶき平家建 | 480.68㎡ |
| | （附属建物の表示） | 符号－1 | 作業場 | 鉄骨造かわらぶき<br>平家建 | 32.00㎡ |
| 14 | 津市白山町川口字稽古野<br>7779番地、7778番地 | 7779番 | ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ | 木造かわらぶき平家建 | 303.91㎡ |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 15 | 津市高茶屋小森上野町字野田782番地、781番地、780番地、779番地、778番地 | 782番 | 保育所 | 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 | 2,024.73㎡ |
| | （附属建物の表示） | 符号－2 | 保育所 | 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 | 90.72㎡ |
| | | 符号－3 | 倉庫 | 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 | 14.40㎡ |
| 16 | 伊賀市久米町字大木872番地1 | 872番1 | 老人ホーム | 鉄筋コンクリート造陸屋根5階建 | 1階　2,311.13㎡<br>2階　1,726.44㎡<br>3階　1,744.07㎡<br>4階　1,744.07㎡<br>5階　1,464.60㎡ |
| | （附属建物の表示） | 符号－1 | ゴミ集積場 | アルミニューム合金造アルミニューム板ぶき平家建 | 18.40㎡ |
| 17 | 鈴鹿市東磯山二丁目1758番地298 | 1758番298 | ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ・ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ | 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 | 1階　810.69㎡<br>2階　569.28㎡<br>3階　330.88㎡ |
| | （附属建物の表示） | 符号－1 | ゴミ集積場 | 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 | 35.88㎡ |
| 18 | 甲賀市土山町北土山字田村野479番地 | 479番 | 老人ホーム | 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建 | 1階　1,630.84㎡<br>2階　1,407.48㎡ |
| 19 | 伊賀市御代字西垣内885番地2 | 885番2 | グループホーム | 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 | 129.18㎡ |
| 20 | 伊勢市大世古四丁目453番地、452番地、454番地、455番地 | 453番の2 | 保育園舎 | 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 | 745.95㎡ |
| 21 | 伊賀市御代字長尾347番地6 | 347番6 | 障害福祉サービス事業所 | 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 | 475.29㎡ |
| | （附属建物の表示） | 符号－1 | 倉庫・作業所 | 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 | 96.28㎡ |
| 22 | 伊賀市阿保字西の澤2026番地4、2026番地7 | 2026番4 | 障害福祉サービス事業所 | 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 | 333.52㎡ |
| 23 | 伊賀市馬田字焼尾927番地、926番地2、926番地3 | 927番 | グループホーム | 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 | 197.08㎡ |